

委員からの意見・質問及び都としての考え方

資料 1

○施策の柱 1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

番号	項目	意見	都としての考え方
1	東京都エコ農産物認証制度	東京都エコ農産物認証制度を継続するのであれば、25%・50%といった区分の分かりにくさに対する改善もご検討いただき、普及活動とともに、知名度向上施策も強化すべきと思います。	本制度は外部有識者で構成された検討委員会で改定された東京都環境保全型農業基本方針に基づき、推進しております。今後、同委員会の意見も踏まえ検討してまいります。また、認知度向上のためのPRについても積極的に進めていきます。これまでと同様に次期計画においても対応していきます。
2	東京都GAP認証の推進	GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP、JGAPさえも知名度が高くない中で、東京都GAPを展開するのは、難しいのではないかと。ASIAGAPやJGAPを推奨するか、東京都GAPを推進するならば、ASIAGAPやJGAPにないメリットを明確に示す、或いは今後の知名度向上施策を明らかにすべきと考える。	東京都GAPは農林水産省の「GAPの共通基盤に関するガイドライン」に準拠するとともに、都市農業の特徴も反映したGAP認証制度です。今後導入による効果を示して都内農業者への普及を推進するだけでなく、消費者や食品事業者へのPRも積極的に行う等計画に反映していきます。
3		東京都GAP認証の推進はこれまでの取組もあるので進めてもらいたい。東京2020組織委員会の調達基準を満たしていることから、東京農業のアピールにもなり、取り組んだ方にインセンティブが働くよう都民に広く知られて選ばれるように育ててもらいたい。	
4	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進	「自主管理認証制度」の廃止が決まったようですが、当該制度が、HACCP制度化に対して欠けているのは、重要管理点ポイントの管理だけであり、食品衛生法施行規則別表18のHACCPの7原則に沿った衛生管理を作成しさえすれば、「HACCPに基づく衛生管理」に対応できると思う。認証制度は廃止になっても、HACCP制度化における監視指導の効率化にはつなげていただきたい。 また、令和2年3月5日の監視指導に関する告示の改正や、同年6月1日の監視指導の通知にもあるように、当面は指導が中心の監視指導になること、また手引書がない業種に対して、監視指導員の助言が重要になることなどを踏まえた、監視指導計画の作成と食品衛生監視員の増員・育成が重要であると考えます。	資料3の施策3「HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進」において、これまでの事業の成果として蓄積されたノウハウ等を生かし、HACCP導入等に係る事業者の取組を支援していく方向性を示しました。普及啓発の手法については、新型コロナウイルス感染症の流行状況等も踏まえながらオンラインによる開催などの手法を検討していきます。
5※		東京都都自主管理認証制度（以下「都認証」という。）を、HACCPに沿った衛生管理の制度化とリンクさせずに終了させてしまうのはもったいない。	
6		国際基準であるHACCP導入支援と周知は力を入れられてきたこともあり、今後も定着の推進に向けて力を入れていただけることを期待している。	
7		HACCP導入支援に新たに設定された「食品衛生法改正により制度化された「HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進」について、これまではセミナーや研修会で啓発が行われてきたところだと思いますが、現状としてこれら開催が難しくなっており、オンライン開催など新しい手法も検討していただいて啓発をお願いします。	
8		新型コロナ流行に伴い、HACCP導入の支援策が滞っているのではないかと懸念します。一方、コロナ流行によって、零細事業者も衛生管理が徹底できなければ営業を継続できない等の現実に直面し、取り組まざるをえない状況にあるのではと察します。現在の推進状況はいかがでしょうか。また、各事業団体が策定している手引書にコロナ対策が反映されることはあるでしょうか。	

番号	項目	意見	都としての考え方
9		テイクアウトや出前なども今後、需要が増えると見込まれることから賛成いたします。	
10		「多様化する食提供主体」には、「福祉等を目的とし、食事提供する」ものや宅配に言及されていますが、特に、三鷹市の子ども食堂で令和2年5月26日にウエルシュ菌食中毒(60名)が発生した件に関して、子ども食堂やフードバンクは、監視指導を厳しくする方向ではなく、設備投資支援(冷蔵・冷凍設備)や専門家派遣等の支援といったことをご検討頂き、健全な発展を支援するような施策を期待しています。	
11	多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進	<p>コロナ禍の中で、テイクアウトやこども食堂の食中毒がここ数カ月で相次いでおり、新しい業態の参入により食中毒等のリスクが懸念されるところであり、衛生管理の取組の推進をきめ細やかに行ってもらいたい。特に新規参入のテイクアウトについては、消費者がすぐに食べるように消費期限や注意喚起など情報が確実に伝わるような指導をしていただきたい。</p> <p>「福祉等を目的とした食事提供形態の衛生管理取組支援」で、テイクアウトが広がる中で食中毒が相次いでおり、丁寧な指導をお願いします。</p> <p>新規に「テイクアウト、出前等を新規に始める事業者支援」とありますが、これはテイクアウト専門事業者のことでしょうか。飲食店でも新規に出前を始める事業者がおります。施設や取り扱いがテイクアウトに対応したものになっておらず、夏日に店頭で並んでいたたりするのを見ると心配になります。また、商店街などで場所をうつして別の人が販売する場合は表示が必要となりますが、表示はされていません。また、出前専用事業者の取り扱いをどうするのか、こちらの支援もお願いします。</p>	資料3の施策4「多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進」において、様々な提供主体に対する食品衛生対策の支援を進める考え方を示しました。今後のとりまとめ等において、具体的な事項について提示してまいりたいと考えます。またご懸念の取扱等への指導については、施策21「地域監視」等で対応します。
12		例えば、「子ども食堂」。法の規制対象外とはいえ、善意の食事提供や弁当で食中毒等を起こしては活動そのものに影響してしまいます。子ども食堂、または子ども食堂の支援に取り組むNPO法人むすびえにヒアリングはされていますか？具体的にどのような点で困っているのでしょうか？	ガイドライン等を作成するにあたり、必要に応じて関係者へのヒアリング等を行ってまいります。
13	食品衛生推進員制度の活用 食品衛生自治指導員制度について	監視指導、特に「HACCPに沿った衛生管理」の指導にご協力いただけるとありがたいと思います。一方、手引書がない業種への助言は監視指導員の責務と捉えられ(6/1 Q&Aより)、食品衛生監視員、食品衛生推進員、食品衛生自治指導員の責任と権限の明確化が、より一層求められると思います。	行政だけではなく、食品衛生推進員や食品衛生自治指導員にも協力を得ながら、衛生管理の向上を図ってまいります。

○施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

番号	項目	意見	都としての考え方
14	事業者に対する講習会等の開催	<p>HACCPの制度化も十分に周知されていない。HACCP制度化の普及に関する取り組み強化が望まれます。</p> <p>(3/27改訂の農水省「HACCPに沿った衛生管理の導入状況」では、従業員0～4人の事業者で、導入予定なし+HACCP知らないが64%、従業員数5～9人の事業者では、同43%となっている。残り1年であり、更なる普及を図る必要がある)</p> <p>新規届出制度の、八百屋や小分け業などの販売業、粉体製造等への指導・助言、また、届出業種かどうか分からない人や、どの届出業種に当たるか分からない人たちのための、相談窓口の設置が必要と思います。</p> <p>器具・容器包装のポジティブリスト制で、どんな情報を入手すべきか分からない事業者も多いと推定されます。</p> <p>リコール情報の届出制度も、その制度の詳細は伝わっていないと思います。</p>	<p>資料3の施策10「事業者に対する講習会等の開催」、施策25「食品等のリコール情報の報告制度の運用」において、法改正に伴い変更される制度の周知を進める方向性を示しました。</p>
15※		<p>都では、健康食品に関してリーフレット等を活用した普及啓発を行っていると言われているが、目にする機会があまりないので、見やすいような形で普及啓発するよう検討していただきたい。</p>	<p>資料3の施策24「『健康食品』対策」において、パンフレット等の作成以外にも、SNS等を活用した普及啓発にも取り組む方向性を示しました。</p>
16	「健康食品」対策	<p>健康食品は、現状、許可・届出のいずれでもないですが、今後は届出対象でありかつ、健康被害発生時の届出の義務等、大きく変わると考えられます。加えて、手引書については、「HACCPに基づく衛生管理」の手引書しかないため、すべてはコーデックスHACCPの実施が求められます。健康食品事業者には、特に丁寧な対応が必要と思います。監視指導での苦情の状況及び対応内容確認、自治体への苦情情報の提供等、健康食品の監視指導を行う監視員には、他にはない力量が求められます。国とタイアップした力量向上施策が求められると思います。</p>	<p>健康食品関係営業者に限らずHACCPの取組を支援できる食品衛生監視員の育成として、資料3の施策43「食品の安全に係わる人材の計画的な育成」に反映します。</p>
17	食品等のリコール情報の報告制度の運用	<p>総理大臣や厚労大臣への報告の際のクラス分けについては、十分な指導とミスがない分類を期待しています。</p> <p>特に、クラスⅢで、毛髪等の軽度の異物や異風味等の品質問題等、健康に影響がないものまでクラスⅢに分類されると、その後の回収判断の判例となる可能性があります。同様な状況は全てリコールということになります。クラスⅢの判定は慎重に願いたいと思います。</p> <p>消費者庁のクラス分けが明らかではないと思います。健康危害がないもの（原料原産地表示等）まで、報告の対象としないよう、指導を希望いたします。</p>	<p>資料3の施策25「食品等のリコール情報の報告制度の運用」において、国とも連携し適切に制度運用を図る方向性を示しました。</p>
18	食品等のリコール情報の報告制度の運用 新たな表示制度等による適正表示の推進	<p>食品等のリコール情報の報告制度の運用、新たな表示制度による適正表示の推進も、消費者に関わることなのでわかりやすいパンフレットなどの作成をお願いします。</p>	<p>資料3の施策25「食品等のリコール情報の報告制度の運用」及び施策26「新たな表示制度等による適正表示の推進」において、国とも連携し適切に制度運用を図るとともに、新たな表示基準の周知を図る方向性を示しました。</p>
19	新たな表示制度による適正表示の推進	<p>新たな表示制度による適正表示の推進について新設することに賛成いたします。</p> <p>消費生活相談には、健康食品「お試しのつもりが定期購入だった」という相談が増えています。国と連携して不当な表示を取り締まる必要があると思います。</p>	<p>今年度の消費生活調査員調査において、景品表示法等に基づく調査指導の一環として、定期購入をテーマとした調査を実施する予定です。また、国とも連携して情報共有を図りながら表示の適正化に取り組んでいます。</p>

○施策の柱3 関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進

番号	項目	意見	都としての考え方
20	訪都・在外国人への情報発信	訪都・在都外国人（従事者を含む）に法制度の理解を促し、調査や指導が円滑に実施することがあげられている。外国人向け情報の発信もこれまで以上に取組みを進めてもらいたい。	重点的に取り組む施策として計画に位置付け、取組を推進します。
21	総合的な食物アレルギー対策の推進	アレルギーの交差接触の防止指導の前に、アレルギー対策の重要性を事業者には十分理解してもらうための施策が必要と思います。また、注意喚起表示をしていても、食中毒が起これば事業者責任になることを伝え（チョコレートの件）、安易に注意喚起表示に逃げないように指導していただきたいと思います。	資料3の施策22「広域流通食品に対する監視」及び施策33「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」において、製造施設等での監視指導の実施や消費者を含む関係者間の相互理解の推進の方向性を示しました。
22	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	リスクコミュニケーションには、事業者も大きな役割を果たしています。消費者や学校給食等とのリスクが中心のように思えますが、事業者や流通業者とのリスクコミュニケーションも積極的に行っていただきたいと思います。	資料3の施策33「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」において、消費者のみならず食品事業者を含めた相互理解の推進の方向性を示しました。
23	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保	東京都消費生活条例条例8条に基づく申出は過去にどれくらいあるのでしょうか。申出の様式は、書面によるものですか？メールなどの方法でも可能でしょうか？例えば、東京くらしWEBの「悪質事業者通報サイト」はそれに当たるのでしょうか？	都条例8条に基づく申出は昭和50年の制度創設以降89件です。申出手続きは施行規則第2条で必要事項を記載した申出書を提出することとされており、郵送又は持参によります。「悪質事業者通報サイト」による通報は8条の申出にはあたりません。

○施策基盤

番号	項目	意見	都としての考え方
24	食品安全に係わる人材の計画的な育成	中小企業への監視指導は、当面、HACCPの制度化への指導の要素が強くなっていきます。業態ごとに力量ある指導者・専門家育成が極めて重要と考えます。	資料3の施策43「食品の安全に関わる人材の計画的な育成」において、専門研修の実施等により資質向上を図る方向性を示しました。
25	国や関係機関との連携、国への提案要求	適切な事務局対応をありがとうございます。カンピロバクターについて、「鶏肉については、豚肉や牛肉と同様に何らかの規格基準をつくれぬか国に対して要望している状況にある」ということで、引き続きよろしく申し上げます。	資料3の施策47「国や関係機関との連携、国への提案要求」において、国や関係機関との緊密な連携を図る方向性を示しています。

○その他

番号	項目	意見	都としての考え方
26	全般	2020年は新型コロナウイルスのパンデミックにより世界中の人々の暮らしに影響が出ています。東京都ではウイズ・コロナという新しい生活様式を都民が構築するためにも東京都食品安全推進計画の改定は有効なものにする必要があると思います。 改正の方向性（案）には、食中毒防止、食物アレルギー患者の高止まり、高齢化のさらなる進展など食の安全を取り巻く状況と国の動向などを踏まえた課題が施策に盛り込まれていることから方向性は良いと思います。	今回は、食品安全を取り巻く状況や国の動向、今後の課題を踏まえ、計画を改定し、施策を推進してまいります。
27	全般	7月までに3回の部会の開催は異論はありませんが、資料3の「東京都食品安全推進計画」の項目が47あり、あまりに多すぎると思います。 食品衛生法改正、オリンピック対応、コロナ対応、表示対応、食ロス対応等環境問題、ASF問題への対応など、新しいことが目白押しであり、もっと大胆なスクラップアンドビルドが必要と考えます。 特に監視指導員の業務には、重点化や外注化の検討が必要と考えます。	食品安全推進計画では、日ごろから実施すべき「基本施策」を定め、その中から重点的に実施すべき事項を「重点施策」として定めることとしております。
28	全般	カンピロバクター食中毒について、次期計画の施策の柱として、あるいは重点施策のいずれかに組み込むなど、新たに強化していただきたい。 また、食品安全情報評価委員会などで重点的に調査するなど、今までの施策の評価についても検討していただきたい。	資料3の施策33「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」や施策21「地域監視」の中で、具体的に対応していきます。 また、引き続き規格基準の設定について要望してまいります。 (施策47「国や関係機関との連携、国への提案要求」)
29	全般	質問・意見では、次期計画に反映することを求めたものがあります。また、今後検討していく、という事務局のご説明がありました。 できれば、一覧に1列加え、反映させた施策（番号）を加筆していただけると部会、審議会の議論にいかせると思います。ご検討ください。	審議会において委員から計画への反映を求められた事項については、本資料中に記載いたしました。
30	スケジュール	新型コロナウイルス感染防止の観点から部会、審議会の実開催が制限されると思いますが、2021年に次期計画をスタートさせるには、このスケジュールで行くしかないと考えます。 パブコメ募集に関しては、広く都民に周知してなるべく多くの意見が集まるよう工夫していただきたいです。	パブリックコメント募集時には、報道発表を行う予定です。
31	開催方法	部会につきまして、今回は書面会議でしたが、オンライン会議などの検討もお願いします。	ご意見を踏まえ検討してまいります。

※「令和元年度第2回東京都食品安全審議会」でいただいた意見